

教育委員会会議録

開 会 の 日 時	令和6年8月19日 午後7時00分
閉 会 の 日 時	令和6年8月19日 午後7時30分
会 議 の 場 所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・畑井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名する委員氏名	右京 博巳・駒田 聡子
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 中川 靖美 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 志賀 幸代 学校教育課副参事 木下 真理 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 久保 直紀 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第33号 職員の人事異動について 議案第34号 令和6年度教育関係補正予算(第4号)について 議案第35号 奨学生の決定について 議案第36号 伊勢市体育施設条例の一部改正について 議案第37号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 右京委員、駒田委員を指名

会議に付する案件

議案第 33 号 職員の人事異動について

議案第 34 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 4 号）について

議案第 35 号 奨学生の決定について

議案第 36 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について

議案第 37 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について

教育長報告

議事に入る前に私の方から報告をさせていただきます。

前回の教育委員会からの報告をします。

前回の教育委員会で採択していただきました来年度中学校で使用する教科書は、同一の教科書を伊勢度会地区で採択することになり、来年度から各中学校で使用されることになります。

夏季休業中、学校から大きな事故や事件の報告はありません。

社会教育課の事業で飯田市との交流会、スポーツ課ではパリオリンピックのパブリックビューイング、学校教育課の広島平和記念日記念式典への参加などたくさんの事業が行われました。

教育研究所の研修講座も後半に入ってきました。

中学校の授業再開は 4 校が 8 月 28 日、6 校が 29 日となっています。

小学校の授業再開は 8 月 30 日が 1 校、9 月 2 日が 21 校となっています。

運動会の開催予定は 10 月に小学校 8 校、中学校 1 校、11 月に小学校 4 校となっています。幼稚園の運動会は 2 園ともに 10 月開催予定となっています。

また、修学旅行が 10 月以降に実施予定となっているのは小学校 21 校です。

以上私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 33 号 職員の人事異動について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは令和 6 年 8 月 31 日付退職及び令和 6 年 9 月 1 日付人事異動により教育委員会に属する機関の職員を任免することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。なお詳細につきましては、教育総務課から説明をいたしますのでよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、「議案第 33 号 職員の人事異動について」ご説明申し上げます。
2 ページをお願いいたします。

このたびの退職及び人事異動につきましては、小学校の給食調理士に係るものでございます。

任免の内容でございますが、北浜小学校の給食調理士から、8 月 31 日をもって、退職したい旨の退職願の提出があったこと、またこのことに伴い、3 ページに記載の通り、その後任として、有緝小学校の給食調理士を令和 6 年 9 月 1 日から北浜小学校に異動させようとするものでございます。

以上、「議案第 33 号 職員の人事異動について」ご説明申し上げました。
何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

中村委員

北浜小学校で欠員となって有緝小学校から補填するということは、有緊小学校が一人少なくなると思うがその辺はどのように考えればよいのか。

教育総務課長

他校から会計年度任用職員を代わりに充てるような形でカバーしたいと考えております。

教育長

他にご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。
「議案第 33 号 職員の人事異動について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 33 号 職員の人事異動について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

続きまして「議案第 34 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 4 号）」について議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

事務部長

4 ページをご覧ください。
これは令和 6 年度教育関係補正予算（第 4 号）を要求するに当たり、教育委

員会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては教育総務課から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、「議案第 34 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

お手元の令和 6 年度教育関係補正予算（第 4 号）要求額一覧に基づきご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算では、小学校に係るものでございます。

施設の老朽化等のため、当初の予算見込みより修繕が多いことから、不足見込み分として目名称小学校管理費 小事業名称、小学校施設維持管理経費で 2,800 万円を増額要求しようとするものでございます。

今後の予定でございますが、本日の教育委員会の後、9 月市議会定例会において審議されることとなります。

以上、「議案第 34 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 4 号）」についてご提案をさせていただきました。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、質問はございませんか。

畑井委員

施設の修繕されるところは、前に言われていた明野小学校でよいのか。

学校施設整備課長

こちらの予算につきましては、雨漏りや床が滑るなど、細かい修繕の積み上げでございますので、明野小学校単独というものではございません。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 34 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 4 号）について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 34 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 4 号）について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 35 号 奨学生の決定について」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

事務部長

6 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により、令和 6 年度の奨学生について、奨学生選考委員会の報に基づき、教育委員会において決定を願うものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 35 号 奨学生の決定について」をご説明申し上げます。

まず、伊勢市奨学生選考委員会の選考の結果のご報告を申し上げる前に、奨学金のご説明を申し上げます。

当市の奨学金は、生活保護受給世帯又は市民税所得割額非課税世帯の方を対象とし、修学が困難な学生に支給を行っております。

返済を必要としない給付型の奨学金となっており、皆様からのご寄附である伊勢市育英基金から支給をさせていただいております。

今年度の受付期間は、6 月 3 日の月曜日から 6 月 28 日の金曜日までといたしました。

それでは、奨学生の決定をお願いするにあたり、伊勢市奨学生選考委員会の選考の結果のご報告を申し上げます。

7 ページの伊勢市奨学生選考資料高校等をご覧ください。

表にお示しさせていただきましたとおり、国公立高校 33 名で、支給額は月額 5,500 円、また私立高校は 22 名で、支給額は月額 6,000 円でございます。

次に 8 ページの伊勢市奨学生選考資料大学等をご覧ください。

国公立自宅 5 名で支給額は月額 8,000 円、私立自宅 9 名で支給額は月額 10,000 円、国公立自宅外 9 名で支給額は月額 10,000 円、私立自宅外 22 名で支給額は月額 12,000 円でございます。

続きまして 9 ページをご覧ください。

私立専修学校専門課程自宅 4 名で支給額は月額 10,000 円、私立専修学校専門課程自宅外 3 名で支給額は月額 12,000 円でございます。

選考委員会でご選考いただきました結果、107 名全員が選考され、支給予定額は 1,020 万 6,000 円となりました。

奨学金の選考に関する参考といたしまして、10 ページに申請件数とその支出予定額、11 ページに選考委員の皆様の名簿、12 ページに育英基金の状況、13 ページに選考基準をお付けさせていただきました。

また、申請者ごとの詳細は、本日お配りさせていただきました資料のとおりでございます。

以上、選考委員会での選考の結果のご報告を申し上げます。

令和6年度伊勢市奨学生のご決定について、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

畑井委員

育英基金の出資金の金額について、毎年金額にばらつきがあるが、どこからその出資金をいただいているのか。また、なぜこんなにばらつきがあるのかについて教えていただきたい。

学校教育課副参事

出資金につきましては、ふるさと納税の方で教育関係をご希望いただいた方について、ふるさと納税所管課である企画調整課の方から教育委員会に配当する分と、企業版ふるさと納税でいただいた分がございます。毎年寄付額に変動がありますので、ばらつきがある状況でございます。

畑井委員

ゼロもあり得るということか。

学校教育課副参事

ふるさと納税の方で教育分として寄付金がなければゼロということもありますが、今のところはコンスタントにいただいております。

畑井委員

出資金の合計自体がだんだん目減りしていくのが心配であるので、先を見越して検討していただきたい。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第35号 奨学生の決定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第35号 奨学生の決定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第36号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」を

議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

14 ページをご覧ください。

これは、伊勢市二見体育館を旧二見中学校体育館へ機能移転するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

「議案第 36 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」 ご説明いたします。

本改正につきましては、7 月教育委員会協議会においてご協議いただきました、二見体育館の機能移転に伴い、それに関係する部分におきまして、条例を改正するものでございます。

改正内容でございますが、19 ページの新旧対照表をご高覧ください。

右側が改正前、左側が改正後で下線の部分が改正箇所でございます。

まず、条例第 2 条関係でございますが、上段の伊勢市二見体育館の位置を、機能移転先であります旧二見中学校体育館の住所「伊勢市二見町荘 2033 番地 1」に改正するものでございます。

次に 19 ページ下段、第 5 条関係の、休館日及び使用時間についてですが、利用者の利便性を考慮するとともに、他の体育施設との統一を図ることから、休館日を「12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで」、使用時間を「午前 9 時から午後 10 時まで」に改正するものでございます。

次に 20 ページ下段をご覧ください。

第 11 条関係、(1) 施設使用料は、現行の料金体系が午前・午後・夜間の時間帯別に設定されておりますが、利用者の利便性を考慮し、1 時間単位に変更するものでございます。

なお、1 時間単位の料金の根拠でございますが、現行の料金体系から 1 時間当たりの平均額を算出し、それを 1 時間単位の料金に設定しております。

また、機能移転先の体育館の半面で、現行の体育館の全面の機能が賄えることから、半面及び全面のそれぞれに 1 時間単位の料金を設定するほか、2 階ギャラリーにも 1 時間単位の料金を設定するものでございます。

最後に 21 ページ、(2) 照明設備使用ですが、現行の料金が 1 時間単位の料金に設定されているため、その料金を引き継ぐこととします。

なお、移転先には拡声設備及び会議室がないことから、その料金は削除することとします。

以上、「議案第 36 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」 ご説明させていただきます。

何卒、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしました但、ご意見、ご質問はございせんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 36 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございせんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 36 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 37 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

22 ページをご覧ください。

これは、伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条、第 4 条及び第 5 条並びに伊勢市立公民館条例第 16 条及び第 17 条の規定に基づき委員の辞任を承認し、新たに補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱についてご説明申し上げます。

これは推薦団体であります連合三重伊勢志摩地域協議会の役員改正によりまして、委員の変更の申し出がございましたことから、伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条第 4 条及び第 5 条並びに伊勢市市立公民館条例第 16 条及び第 17 条の規定に基づきまして、お手元の議案の通り、辞任を承認し、補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

本日教育委員会でご承認いただきましたならば令和 6 年 8 月 19 日をもって、辻井委員の委嘱を解き、残任期間の令和 6 年 8 月 2 日から令和 8 年 5 月 31 日まで伊藤大輔様に委嘱させていただきたく、予定しております。

以上でございます。

ご審議賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 37 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 37 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

これをもって教育委員会を閉会いたします。